

I 9 記録メディア製品の表示に関する公正競争規約

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(目的)</p> <p>第1条 この公正競争規約(以下「規約」という。)は、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)第12条第1項の規定に基づき、日本国内における記録メディア製品の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、一般消費者の適正な商品選択に資するとともに、不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争を確保することを目的とする。</p> <p>(表示の基本)</p> <p>第2条 第1条の目的を達成するため、記録メディア製品の表示に関しては、特に次に掲げる事項に留意し、規約の厳正な実施を期するものとする。</p> <p>(1) 事業者は、記録メディア製品の表示について、一般消費者に誤認させるおそれのある表示を行わないとともに、一般消費者に対し適切な情報を分かりやすく提供することに努めるものとする。</p> <p>(2) 記録メディア製品は、一般消費者に対する適切な情報を提供が必要があることにかんがみ、事業者は、小売業者に対し正確な情報の速やかな提供に努めるものとする。</p> <p>(3) 記録メディア製品は、使用環境、使用状況等の影響を受けることがあり、支障等の皆無を期し得ないので、事業者は一般消費者に過度の期待を抱かせるような広告、その他の表示は戒めなければならない。</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この規約において「記録メディア製品」とは、一般消費者向けに供される録音、録画及びデータの記録に用いられる磁気テープ、磁気ディスク、光磁気ディスク及び光ディスクであって、記録メディア製品の表示に関する公正競争規約施行規則(以下「施行規則」という。)において規定するものをいう。</p> <p>2 この規約において「事業者」とは、記録メディア製品を製造して販売する事業者及び輸入して販売する事業者並びにこれらに準ずる事業者をいう。</p> <p>3 この規約において「表示」とは、「不当景品類及び不当表示防止法第2条の規定により景品類及び表示を指定する件」(昭和37年公正取引委員会告示第3号)第2項に規定するものであって施行規則に定めるものをいう。</p>	<p>第1条 記録メディア製品の表示に関する公正競争規約(以下「規約」という。)第3条第1項に規定する「記録メディア製品」とは、別表1に定めるものをいう。</p> <p>2 前項の記録メディア製品の範囲について定める必要があるときは、日本記録メディア製品公正取引協議会(以下「公正取引協議会」という。)が決定するものとする。</p> <p>第2条 規約第3条第2項に規定する「これらに準ずる事業者」とは、他の製造業者に製造委託した記録メディア製品について自己の商標又は名称を表示して販売する事業者及び記録メディア製品を輸入して販売する事業者と総代理店契約等の契約関係にある事業者をいう。</p> <p>第3条 規約第3条第3項に規定する「施行規則に定めるもの」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 商品、容器又は包装による広告その他の表示及びこれらに添付した物による広告その他の表示</p> <p>(2) 見本、チラシ、カタログ、POPその他これらに類似する物による広告その他の表示(ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。)及び口頭による広告その他の表示(電話によるものを含む。)</p> <p>(3) ポスター、看板(プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。)ネオン・サイン、アドバレン、その他これらに類似する物による広告及び陳列物又は実演による広告</p>

<p>4 この規約において「カタログ」とは、記録メディア製品の選択、購入に際して一般消費者の参考となる仕様、性能、特徴等の諸情報を記載した印刷物をいう。 (カタログの必要表示事項)</p> <p>第4条 事業者は、カタログを作成する場合は、次に掲げる事項を施行規則に定めるところにより、明瞭に表示しなければならない。</p> <p>(1) 事業者の住所及び氏名又は名称</p> <p>(2) 品名</p> <p>(3) 型式</p> <p>(4) 仕様</p> <p>(5) カタログの作成時期</p> <p>(6) カタログの内容についての問い合わせ先</p> <p>(本体の必要表示事項)</p> <p>第5条 事業者は、記録メディア製品の本体(包装を含む。)に、次に掲げる事項を、施行規則に定めるところにより明瞭に表示しなければならない。</p> <p>(1) 事業者の氏名又は名称</p> <p>(2) 品名</p> <p>(3) 適応システム及びグレードがある場合は当該グレード</p> <p>(4) 録音・録画時間又は記憶容量</p> <p>(5) 原産国名</p>	<p>(4) 新聞紙、雑誌その他の出版物 放送(有線電気通信設備又は拡声機による放送を含む。) 映写、演劇又は電光による広告</p> <p>(5) 情報処理の用に供する機器による広告その他の表示(インターネット、パソコン通信等によるものを含む。)</p> <p>第4条 規約第3条第4項に規定する「カタログ」には、同項に該当する印刷物であって「パンフレット」、「リーフレット」等と呼称されるものを含む。</p> <p>第5条 規約第4条第1号に規定する「事業者の住所及び氏名又は名称」は、カタログを作成する事業者について表示する。</p> <p>2 規約第4条第2号に規定する「品名」は、別表1の例による。</p> <p>3 規約第4条第3号に規定する「型式」には、「型番」、「品番」等と称するものを含む。</p> <p>4 規約第4条第4号に規定する「仕様」とは、性能、特性等をいう。</p> <p>5 規約第4条第5号に規定する「カタログの作成時期」は、次の例により表示する。</p> <p>(1) 発行年月日平成 年 月 日</p> <p>(2) 年 月作成</p> <p>(3) 「このカタログの記載内容は 年 月現在のものです。」</p> <p>6 規約第4条第6号に規定する「カタログの内容についての問い合わせ先」は、次の例により表示する。「このカタログの内容についてのお問い合わせは、当社におたずねください。」</p> <p>第6条 規約第5条第2号に規定する「品名」は、別表1の例による。</p> <p>2 規約第5条第3号に規定する「適応システム」とは、録音用磁気テープにあっては、ノーマルポジション、ハイポジション又はメタルポジションを、録画用磁気テープにあっては、VHS、S-VHS、W-VHS、ベータ、EDベータ、8ミリ、Hi8、Digital8、D-VHS、VHS-C、S-VHS-C、ミニDV/DV又はDVを、磁気ディスク、光ディスクにあってはサイズ、記録面、記録密度等をいう。</p> <p>3 規約第5条第4号に規定する「録音・録画時間又は記憶容量」は、録音用及び録画用磁気テープにあっては、録音又は録画可能時間(分又は時間)を表示し、磁気ディスク、光磁気ディスク及び光ディスクにあっては、アンフォーマット時の記憶容量を表示すること。</p> <p>第7条 規約第5条第1号から第5号までに規定する事項の本体への表示は、別表2の例により一括表示とする。</p> <p>2 規約第5条第5号に規定する「原産国」の表示方法は、次のとおりとする。</p>
---	--

- (6) 問い合わせ先電話番号
- (7) 取扱い上又は保管上の注意事項

- (8) その他施行規則で定める事項
(特定用語の使用基準)

第6条 事業者は、記録メディア製品の品質、性能等に関する次の各号に掲げる用語の使用については、当該各号に定めるところによらなければならない。ただし、技術的専門用語はこの限りでない。

- (1) 永久を意味する用語
「永久」、「永遠」、「いつまでも」等永久に持続することを意味する用語を根拠なしに使用してはならない。
- (2) 完全を意味する用語
「完全」、「完べき」、「パーフェクト」、「100%」等全く欠けるところがない意味の用語を根拠なしに使用してはならない。
- (3) 最上級を意味する用語
「最高」、「最大」、「最少」、「最高級」等最上級を意味する用語は、客観的事実に基づく具体的数値又は根拠を付記して使用することができる。
- (4) 優位性を意味する用語
「世界一」、「日本一」、「第一位」、「当社だけ」、「他の追随を許さない」、「いちばん」、「トップをゆく」、「抜群」、「画期的」等優位性を意味する用語は、客観的事実に基づく具体的数値又は根拠を付記して使用することができる。
- (5) 「菌」等の抑制に関する用語
「抗菌」、「防カビ」等菌等の抑制を意味する用語は、施行規則に定めるところにより、使用することができる。

- (1) 原産国名は原則として漢字又はカタカナを使用する。
- (2) 原産国は一貫して生産した国とする。なお、生産工程が2か国以上にまたがる場合は、テープあるいはディスクを生産した国と、組立てを行った国をそれぞれ明記する。

<原産国表示例>

日本、米国、カナダ、フランス、イギリス、スペイン、イタリア、ドイツ、タイ、マレーシア等

	テープ	組立
原産国	日本	米国

	ディスク	組立
原産国	日本	米国

第8条 規約第5条第6号及び第7号に規定する事項は、封入物に記載することができる。

2 記録メディア製品の保管上の注意事項の文例は次のとおりである。

文例「ご使用後は所定のケースに入れ、高温多湿、直射日光、磁気、チリ、ホコリの多い場所及びカビの発生しやすい場所は避けて保管して下さい。」

3 記録メディア製品の保管上の注意事項の表示に当たっては、保管場所等の環境、条件等について具体的に表示するよう努めるものとする。

第9条 規約第6条第1項ただし書に規定する「技術的専門用語」とは次のようなものをいう。「最大残留磁束密度」、「最大出力レベル(MOL)」、「最大記録密度」、「最短記録波長」、「最適バイアス」、「最適記録電流」

第10条 規約第6条第1項第4号に規定する「優位性を意味する用語」には、「新」、「ニュー」等の時間的優位性を意味する用語を含む。

2 時間的優位性を意味する用語は、当該製品の発売開始後8か月又は次の新製品が発売されるまでの期間のいずれか短い期間を超えて使用することはできない。

第11条 規約第6条第1項第5号に規定する「菌等の抑制に関する用語」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 「殺菌」(微生物を死滅させること。)
- (2) 「除菌」(ある物質又は限られた空間から微生物を除去する

<p>2 前項第3号又は第4号に規定する用語を施行規則に定める広告媒体において使用するとき、本体においてそれぞれ当該各号に定める付記事項を明らかにしている場合に限り、これらの規定にかかわらず付記を省略することができる。 (特定事項の表示基準)</p> <p>第7条 事業者は、次の各号に掲げる事項について表示する場合は、当該各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) グレード表示 品質、性能等についてより上位のグレードを表示する場合は、客観的事実に基づく具体的数値又は根拠を付記する。</p>	<p>こと。)</p> <p>(3) 「抗菌」(微生物の発生・成育・増殖を抑制することをいい、細菌のみを対象とする。)</p> <p>(4) 「防カビ」(カビの発生・成育・増殖を抑制すること。)</p> <p>(5) 「抗ウイルス」(ウイルスの活動を抑制すること。)</p> <p>2 前項に掲げる用語は、次の要件をすべて満たした上で表示することができる。</p> <p>(1) 前項各号に規定する用語で訴求する状態・効果については、別途定める基準により、公的機関(例えば、? 日本食品分析センター、? 北里環境科学センター)における試験を受け、確認が行われていること。</p> <p>(2) 前項各号に規定する用語を本体、カタログ等に表示する場合は、その状態・効果の確認を行った試験機関名、試験方法、加工処理された部分の名称を別途定める基準により付記すること。</p> <p>(3) 製品本体の全体が前項各号に規定する用語が意味する状態・効果を有するための加工処理をされていないものについて、製品名、愛称又はこれらと同様とみなされるものに冠使用しないこと。</p> <p>(4) 「殺菌」は、製品が殺菌作用を及ぼすことを標榜せず、殺菌された状態であることを説明する場合にのみ使用すること。</p> <p>第12条 規約第6条第2項及び規約第7条第2項に規定する「広告媒体」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) ラジオ、テレビ等の電波媒体</p> <p>(2) POP等の店頭広告物</p> <p>第13条 規約第7条第1項第1号に規定する「グレード表示」のうち、VHSフォーマット(VHS-Cを含む。)、ベーターフォーマット及び8ミリフォーマットのビデオカセットテープのハイグレードの表示については、次の基準による。</p> <p>(1) ビデオカセットテープの特性項目のうち、輝度特性、カラー特性のいずれかが自社のスタンダードタイプよりも優位性を有するものであること。なお、優位性を有するものとは、輝度特性はビデオS/N又はRF出力で優れていること、カラー特性については、カラーS/N又はカラー出力で優れているものをいう。</p> <p>(2) 上記ビデオカセットテープについては、下記の統一文言をパッケージに明記すること。</p> <p>文例</p> <p>1 「本品はハイグレードタイプです。当社のスタンダードタイプ(自社商品名)よりも輝度特性が優れています。」</p> <p>2 「本品はハイグレードタイプです。当社のスタンダードタイプ(自社商品名)よりもカラー特性が優れています。」</p> <p>3 「本品はハイグレードタイプです。当社のスタンダードタイプ(自社商品名)よりも輝度特性とカラー特性が優れています。」</p>
--	---

(2) 比較表示

品質、性能等について比較表示する場合は、施行規則で定めるところによることとし、客観的事実に基づく具体的な数値又は根拠を付記する。

(3) 数値表示

品質、性能等を数値で表示する場合は、測定の方法等を付記する。ただし、施行規則に定める場合にあっては付記を省略することができる。

(4) 希望小売価格

希望小売価格を表示する場合は、当該価格は参考価格である旨を併記するものとする。

(5) 認定等の表示

公共的機関その他の団体の認定、賞、推奨等を受けた旨を表示する場合は、その内容、時期及び団体名を付記する。申請するだけで容易にとれる認定、賞、推奨等は表示しない。

2 前項第2号に規定する事項を施行規則に定める広告媒体において表示するときは、カタログにおいて前項第2号に定める付記事項を明らかにする場合に限り、客観的事実に基づく具体的な数値又は根拠の付記を省略することができる。

(不当表示の禁止)

第8条 事業者は、次の各号に掲げる表示をしてはならない。

- (1) 使用環境又は使用条件の違いによって性能、効果が著しく低下するにもかかわらず、その旨を記載しないことにより、実際のものより優良であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示
- (2) 国内で製造した記録メディア製品について、あたかも外国で製造したものであると、又は外国で製造した記録メディア製品について、あたかも国内で、若しくは当該製造国以外で製造したものであると一般消費者から誤認されるおそれがある表示
- (3) 公共的機関その他の団体から認定、推奨又は賞を受けていないものに、「認定」、「賞」、「推奨」等の表現をすることにより、実際のものよりも優良であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示
- (4) 品質、性能等について、客観的事実に基づく具体的な数値又は根拠なしに比較することにより、実際のものより優良又は有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示
- (5) 記録メディア製品の特定部分の品質、性能等を著しく強調することにより、あたかも全体が優良であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示

(注)・・・()は自社商品名を付記する場合。

表示場所・サイズ

上記統一文言の表示場所及び文字サイズについては、各社の裁量による。

第14条 規約第7条第1項第2号に規定する「比較表示」は、次の基準による。

- (1) 比較時において販売されている記録メディア製品を対象にすること。ただし、自己の製品相互において比較する場合に限り、直近の製造中止製品を対象とすることができる。
- (2) 比較の対象となる記録メディア製品の品名及び型名(複数の場合は代表型名でよい)を表示すること。
- (3) 比較対照事項を表示すること。

第15条 規約第7条第1項第3号ただし書において「施行規則に定める場合」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 工業標準化法、その他の法令で定める基準により表示する場合
- (2) 測定の方法等が複雑なため、表示が困難な場合。

- (6) 品質、性能等を著しく誇張するような暗示的な品名、愛称等を使用することにより、実際のものよりも優良であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示
- (7) 品質、性能等について、客観的事実又は具体的根拠なしに、上級品、高級品等と表示することにより、実際のものよりも優良であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示
- (8) 他の事業者の記録メディア製品を中傷又は誹謗する表示
- (9) 事実と相違する表現、又は事実を誇張した表現を用いることにより、実際のものよりも優良又は有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示
- (10) その他記録メディア製品の内容又は取引条件について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係わるものよりも著しく優良又は有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示

(公正取引協議会の設置)

第9条 この規約の目的を達成するため、日本記録メディア製品公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）を設置する。

2 公正取引協議会は、この規約に参加する事業者又は事業者団体をもって構成する。

(公正取引協議会の事業)

第10条 公正取引協議会は、次の事業を行う。

- (1) この規約の周知徹底に関すること。
- (2) この規約についての相談及び指導に関すること。
- (3) この規約の遵守状況の調査に関すること。
- (4) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。
- (5) この規約の規定に違反する者に対する措置に関すること。
- (6) 不当景品類及び不当表示防止法及び公正取引に関する法令の普及並びに違反の防止に関すること。
- (7) 一般消費者等からの表示に関する苦情処理に関すること。
- (8) 関係官公庁との連絡に関すること。
- (9) その他この規約の施行に関すること。

(違反に対する調査)

第11条 公正取引協議会は、第4条から第8条までの規定に違反する事実があると思われるときは、関係者を招致し、事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他の事実について必要な調査を行う。

2 事業者は、前項の規定による公正取引協議会の調査に協力しなければならない。

3 公正取引協議会は、前項の規定に違反して調査に協力しない事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは3万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。

(違反に対する措置)

第12条 公正取引協議会は、第4条から第8条までの規定、又は第14条の規定に基づく規則に違反する事実があると認めるときは、その違反行為を行った事業者に対し、その違反行為を排除するために必要な措置を直ちに採るべき旨、その違反行為と同様に又は類似の違反行為を再び行ってはならない旨、その他

これらに関連する事項を実行すべき旨を、文書でもって警告することができる。

2 公正取引協議会は、前項の警告を受けた事業者が、これに従っていないと認めるときは、当該事業者に対し30万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は公正取引委員会に必要な措置を講ずるよう求めることができる。

3 公正取引協議会は、前条第3項又は本条第1項若しくは前項の規定により警告し、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨遅滞なく文書をもって公正取引委員会に報告するものとする。

(違反に対する決定)

第13条 公正取引協議会は、第4条から第8条までの規定、又は第14条の規定に基づく規則に違反する事実があると認めるときは、その違反行為を行った事業者に対し、その違反行為を排除するために必要な措置を直ちに採るべき旨、その違反行為と同様に又は類似の違反行為を再び行ってはならない旨、その他これらに関連する事項を実行すべき旨を、文書でもって警告することができる。

2 前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から10日以内に、公正取引協議会に対し文書によって異議の申立てをすることができる。

3 公正取引協議会は、前項の異議の申立てがあった場合には、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて学識経験者の意見を聴き、更に審理を行いそれに基づいて決定を行うものとする。

4 公正取引協議会は、第2項の規定する期間内に異議の申立てがなかった場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。

(規則の制定)

第14条 公正取引協議会は、この規約の実施に関する規則を定めることができる。

2 前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に公正取引委員会の承認を受けるものとする。

附 則

この規約の変更は、平成18年1月4日から実施する。

第16条 公正取引協議会は、規約及びこの規則の規定に基づき基準を定め、又は変更しようとするときは、速やかに公正取引委員会に報告するものとする。

附 則

1 この規則の変更は、公正取引委員会の承認があった日(平成20年6月4日)から施行する。

2 この施行規則の施行前に事業者がした行為については、なお従前の例による。

別表1 「対象となる記録メディア製品とその品名」
 (施行規則第1条第1項、第5条第2項及び第6条第1項関係)

分 類	品 名
1．録音用磁気テープ	オーディオカセットテープ マイクロカセットテープ DAT テープ デジタルマイクロテープ
2．録画用磁気テープ	ビデオカセットテープ
3．磁気ディスク	8型フロッピーディスク 5.25型フロッピーディスク 3.5型フロッピーディスク
4．光磁気ディスク	録音用ミニディスク(MD) 3.5型光磁気ディスク(MO)
5．光ディスク	録音用 CD-R 録音用 CD-RW 録画用 DVD-R 録画用 DVD+R 録画用 DVD-RAM 録画用 DVD-RW 録画用 DVD+RW 録画用 BD 録画用 HD DVD

別表2 「本体への一括表示」
(施行規則第7条第1項関係)

1. 表示項目及び表示例

<録音用磁気テープ>

品名(注1)	オーディオカセットテープ
ポジション(注2)	ノーマルポジション
録音時間(注3)	往復60分/片道30分
原産国	日本
事業者名(注4)	

(注1) 品名は「別表1」の品名により表示する(以下の商品も同様の扱いとする。)

(注2) ポジションは、ノーマルポジション、ハイポジション又はメタルポジションの別を表示する。

(注3) 録音時間は、DATテープ等、片道録音の場合は、録音時間のみ表示する。

なお、マイクロカセットテープはハード速度切替えにより、テープ速度と録音時間欄を下記の例により表示する。

MC-60の場合

テープ速度	2.4cm/秒	1.2cm/秒
録音時間	往復60分/片道30分	往復120分/片道60分

なお、DAT等、ポジションのない商品は、この欄を不要とする(以下の商品も同様の扱いとする。)

(注4) 事業者には、CIマークを事業者名と併記してもよい(以下の商品も同様の扱いとする。)

<録画用磁気テープ>

品名	ビデオカセットテープ
適応システム(注1)	VHS
グレード(注2)	ハイグレード
録画時間(標準/3倍)(注3)	120分/360分
原産国	日本
事業者名	

(注1) 適応システムは、VHS、VHS-C、S-VHS、S-VHS-C、ベータ、EDベータ、8ミリ、Hi8、DigiTal8、D-VHS、W-VHS、ミニDV/DV、DVの別を表示する。

(注2) グレードは、スタンダードタイプ又はハイグレードタイプの別を表示する。

(注3) 録画時間は、ベータ、EDベータは「録画時間(/ 、 / 、 /): 60分/120分/180分」、8ミリ及びHi8は「録画時間(標準/2倍): 120分/240分」、ミニDV/DVは「録画時間: 標準モード60分/LPモード90分」、DVは「録画時間: 標準モード / LPモード 分」、D-VHSは「録画時間: HSモード 時間/STDモード 時間」を表示する。

W-VHS の録画時間は次の基準による。

録画時間	HD モード：注 1 180 分
	SD モード：注 2 540 分

注 1 : ハイビジョン放送記録

注 2 : 一般テレビジョン放送記録

<磁気ディスク>

品名	3.5 型フロッピーディスク
タイプ(注 1)	2 HD
フォーマット(初期化)の有無(注 2)	有
記憶容量(注 3)	1.6 / 2.0MB(アンフォーマット時)
原産国	日本
事業者名	

(注 1) タイプは、記録面×記録密度×トラック密度を

表示する。フォーマット、初期化の種類及び対応機種については、各社の裁量で、小売単位のパッケージ上に表示する。

(注 2) フォーマットの有無は、フォーマット・初期化のない場合は「無」と表示する。

(注 3) 記憶容量は、アンフォーマット品、フォーマット品ともアンフォーマット時の記憶容量を記載する。

<光磁気ディスク>

録音用ミニディスク(MD)

品名	録音用ミニディスク
録音時間(注)	74 分
原産国	日本
事業者名	

(注) 録音時間は、80 分、74 分又は 60 分

長時間録音機能 ATRAC3 規格対応の録音時間表示例は 80 分(LP2 : 100 分、LP4 : 320 分)

録音時間は 2 行表記可

3.5 型光磁気ディスク(MO)

品名	3.5 型光磁気ディスク(MO)
記憶容量	640MB(アンフォーマット時)
論理フォーマットの有無(注)	有
原産国	日本
事業者名	

(注) フォーマットの有無は、フォーマット・初期化の無い場合は「無」と表示する。

<光ディスク>

録音用 CD-R

品名	録音用 CD-R
録音時間(注)	74 分
原産国	日本
事業者名	

(注) 録音時間は、79 分 57 秒(タイプ 80)又は 74 分

録音用 CD-RW

品名	録音用 CD-RW
録音時間(注)	74 分
原産国	日本
事業者名	

(注) 録音時間は、79 分 57 秒(タイプ 80)又は 74 分

録画用 DVD

品名	録画用 DVD-
録画時間	120 分(標準)
記憶容量	4.7GB(片面)
フォーマットの有無(注)	有 or 無
カートリッジ(注)	タイプ 2 (ディスク取り出し可) or 無
原産国	日本
事業者名	

(注) フォーマットの有無、カートリッジの表示は録画用 DVD-RAM に限る。

録画用 DVD±R DL

品名	録画用 DVD±R DL
録画時間	215 分(標準)
記憶容量	8.5GB(片面 2 層)
原産国	日本
事業者名	

録画用 BD

品名(注)	録画用 BD-
録画時間	地上デジタル 180 分・BS デジタル 130 分
記憶容量	25GB(片面 1 層)
原産国	日本
事業者名	

(注) は R、RE のいずれかを表す。

録画用 HD DVD

品名(注)	録画用 HD DVD-
録画時間	地上デジタル115分・BSデジタル75分
記憶容量	15GB(片面1層)
原産国	日本
事業者名	

(注) はR、RWのいずれかを表す。

2．表示方法

表示項目及び表示内容は上記の例によるものとし、項目名、記載順序は変更しない。なお、表示様式については、各社の裁量による一括表示とする。

3．表示場所

小売り単位のパッケージ上に表示する。